

福井海区漁業調整委員会の概要

1 委員会の設置根拠

地方自治法第180条の5第2項第4号、漁業法第84条

2 委員の構成

- | | | |
|--------------------|----|-----------|
| (1) 漁民委員（選挙委員） | 9名 | ※今回、1名が辞職 |
| (2) 学識経験委員（知事選任委員） | 4名 | |
| (3) 公益代表委員（知事選任委員） | 2名 | 計15名 |

3 委員の任期

4年（現在の委員の任期）平成24年8月8日～平成28年8月7日

4 委員会の権限

- (1) 漁業権の免許に係る処分につき知事に意見を述べること。
- (2) 漁業権または入漁権の適切な行使のために漁業調整に関する指示をすること。
- (3) 入漁権の設定、変更および消滅の裁定をすること
- (4) 土地および土地の定着物の使用权の設定、変更および解除の裁定をすること。
- (5) 海区漁業調整委員会委員の失職に係る裁定をすること
- (6) 特定の漁業に関する海区漁業調整委員会委員の選挙権および被選挙権の範囲の拡張および限定について知事に意見を述べること。
- (7) 漁業調整規則の制定および改廃について知事に意見を述べること。

5 選挙人名簿および登録資格

- (1) 選挙人名簿調製基準日 毎年 9月1日
- (2) 選挙人名簿確定日 毎年12月5日
- (3) 選挙人名簿登録資格

海区漁業調整委員会の設置に係る海区に沿う市町村の区域内に住所または事業所を有する者で、次のいずれかに該当する者（年齢20歳未満の者および公職選挙法第11条第1項各号のいずれかに該当するものを除く。）

ア 1年に90日以上漁船を使用する漁業を営み、または漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕もしくは養殖に従事する者（漁業法第86条第1項）

イ 1年に90日以上てんぐさ、わかめ、うにその他の底棲性水産動植物の採捕を業として営み、または営むもののために当該採捕に従事する者（漁業法第86条第2項、昭和25年福井県告示第210号）

6 選挙事務の管理

福井県選挙管理委員会が管理（漁業法第88条）